



報道関係者 各位

令和2年11月25日(水)

【照会先】

労働基準部安全課

安全課長 近藤 慎次郎

主任安全専門官 濱田 勉

電話 052(972)0255

年末の労働災害をなくし「^{はる}その先の新年へ」

～ 「職場の年末安全衛生推進運動」(12月)を展開・

初日に労働局、労働基準監督署幹部の一斉パトロールを実施 ～

愛知労働局(局長 伊藤正史)は、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、労働災害を防止し明るい新年を迎えられるよう、「無災害 みんなで迎える 明るい新年」をスローガンに実施要綱のとおり「令和2年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。(別添1、別添2)

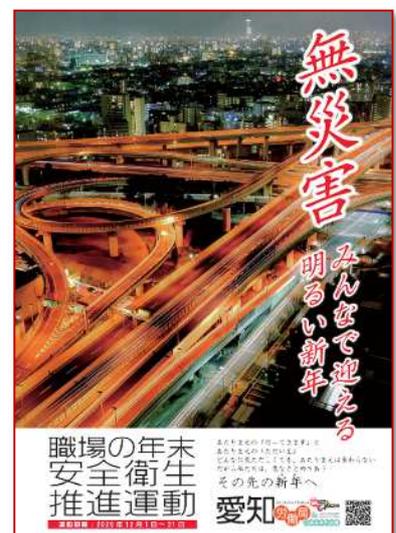
期間初日にあたる12月1日には、愛知労働局及び県内の労働基準監督署(13署・1支署)の幹部自らが約50か所の事業場への一斉パトロールを実施することとしています。

特に、建設業については労働災害の増加基調が続いている(別添3)ため、10月に建設現場への一斉監督を実施しました(別添4)が、この結果、3割近くの現場で重篤な労働災害のおそれのある墜落・転落事故の防止措置が十分ではない状況が認められたため、パトロールは建設現場を中心に実施します。

このうち愛知労働局長によるパトロールについては、下記のとおり公開します。

記

- 1 日 時
令和2年12月1日(火)
午前9時30分から11時00分まで
- 2 パトロール場所
工事名称：株式会社竹中工務店名古屋支店
名古屋国際展示場
新第1展示館整備事業
所在地：名古屋市港金城ふ頭三丁目2番1
- 3 パトロール実施者
愛知労働局、名古屋南労働基準監督署
建設業労働災害防止協会愛知県支部



愛知労働局長建設工事現場パトロール取材要領

1 日時と集合場所等

- (1) 日 時 令和2年12月1日(火)
午前9時30分から11時00分(パトロールは11時00分で終了)
悪天候による中止の場合、当日の8時30分以降に愛知労働局から連絡をさせていただきます。
- (2) 集合時間・集合場所
午前9時25分
工事現場第1ゲート(別紙2をご参照ください。)
- (3) 駐車場は、各社1台分を現場内に用意します。

2 パトロール取材の具体的な行程

- (1) 9時25分～9時45分
取材受付及び取材留意点の説明
保護帽(ヘルメット)を持参されなかった方には、保護帽の貸出し(無償)を行います。
- (2) 9時45分
公開開始
朝礼広場において愛知労働局長による激励あいさつ
建設業労働災害防止協会愛知県支部・分会による鉢植えの贈呈
(贈呈する鉢植えはキンギアナム。花言葉は「安全」)
株式会社竹中工務店による安全衛生決意表明
- (3) 10時00分
工事現場のパトロールを開始(パトロールは10時30分まで)
パトロール終了後、愛知労働局および株式会社竹中工務店の職員が質問に対応させていただきます。
- (4) 11時00分
取材対応を終了
安全確保の観点から、退場の確認をさせていただきます。

3 取材に当たっての注意事項

- (1) 上着は長袖とし、靴は安全靴または運動靴等の歩きやすい靴としてください。
ハイヒールやサンダルなどの履物は安全確保の観点からご遠慮ください。
- (2) 保護帽(ヘルメット)の持参をお願いします。
当日取材受付の際に貸出し(無償)しますので、取材中は着用をお願いします。
- (3) 取材には愛知労働局と株式会社竹中工務店の担当者が同行(以下「同行担当者」といいます。)し、ご質問等に対応させていただきます。
安全確保の観点から先導させていただきますのでご協力をお願いします。
- (4) 写真撮影等は同行担当者の確認を受けてから撮影してください。

4 取材希望連絡について

現場の受入体制調整のため、11月30日(月)午後5時15分までに、別紙1「取材連絡票」による連絡をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせ下さい。

(担当：労働基準部安全課 伊藤 電話番号 052-972-0255)

愛知労働局 安全課 あて

FAX 052-972-8574

取材連絡票

(12月2日の愛知労働局長パトロール)

報道機関名 _____

取材にこられる人数 _____ 人

保護帽(ヘルメット)の貸し出し希望の有無

有(個数) _____ 無

乗入車両の有無

有 _____ 無

そのほか、連絡事項、要望事項

ご担当者ご芳名及び連絡先

ご 芳 名 _____

連絡先電話番号 _____



工事概要

工事名	名古屋国際展示場新第1展示館整備事業
工事場所	名古屋市港金城ふ頭三丁目2番1の一部、2番の4
発注者	名古屋市
工事施工者	株式会社竹中工務店名古屋支店
工事期間	2020年5月11日～2022年6月30日(予定)
工事内容	名古屋国際展示場新第1展示館の新築および既存の名古屋国際展示場第1展示館の解体

パトロール当日の工事概況

350t及び200tの大型移動式クレーンを使用して、展示ホールの鉄骨の組み立て・据付(運転資格等の確認のシーン等も公開します。)

令和 2 年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 趣 旨

愛知労働局管内の死亡又は休業 4 日以上労働災害は長期的には減少傾向にありますが、平成 28 年以降、3 年連続で増加し、令和元年は減少しました。本年 9 月末時点における死亡又は休業 4 日以上災害発生件数は 4,628 件（前年同期比 4.9%増加）であり、うち 32 名の方は亡くなっています（前年同期比 1 名増）。

労働災害を防止するためには、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守る、日々の「管理」が必要です。

愛知労働局、管下労働基準監督署は、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、働く仲間が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、本来の「管理」に今一度立ち戻ることを提唱し、「令和 2 年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間：令和 2 年 12 月 1 日 ～ 令和 2 年 12 月 31 日

4 主 唱 者：愛知労働局、管下労働基準監督署

5 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公助)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一助)東海北陸鉱山会、(一社)日本砕石協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体の合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本動作の遵守

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。
愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。



別添 2

危険作業の

無災害

みんな
で迎える
明るい
新年

職場の年末 安全衛生 推進運動

運動期間：2020年12月1日～31日

あたりまえの「行きます」と
あたりまえの「ただいま」
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさ^はと向きあ^う

その先の新年へ

愛知

Aichi Labour Bureau
労働局

危険作業の
& Labour Standards
労働基準監督署
労働基準監督署



労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

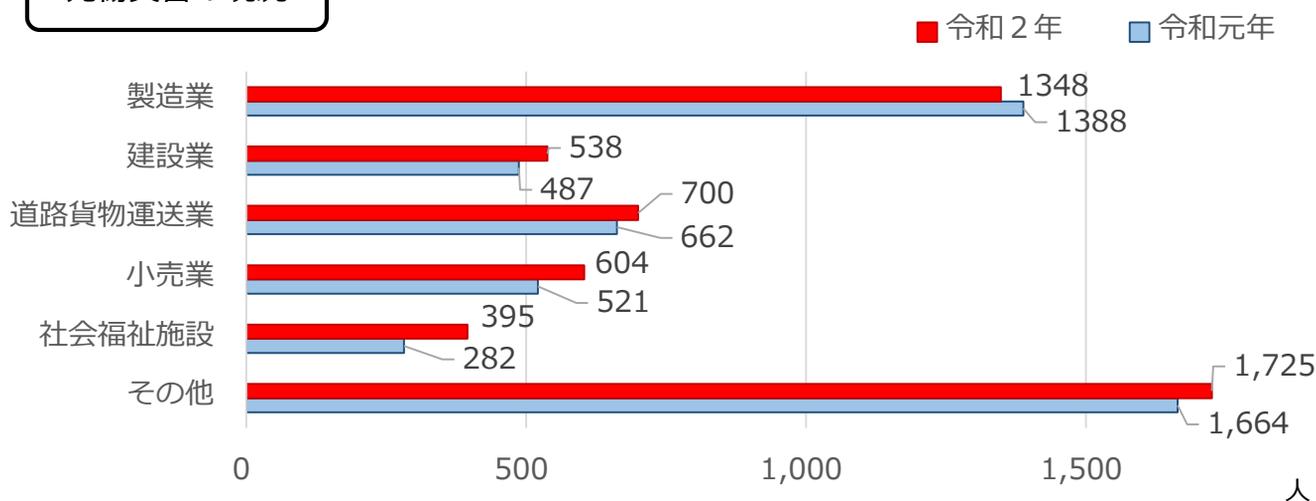
- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。



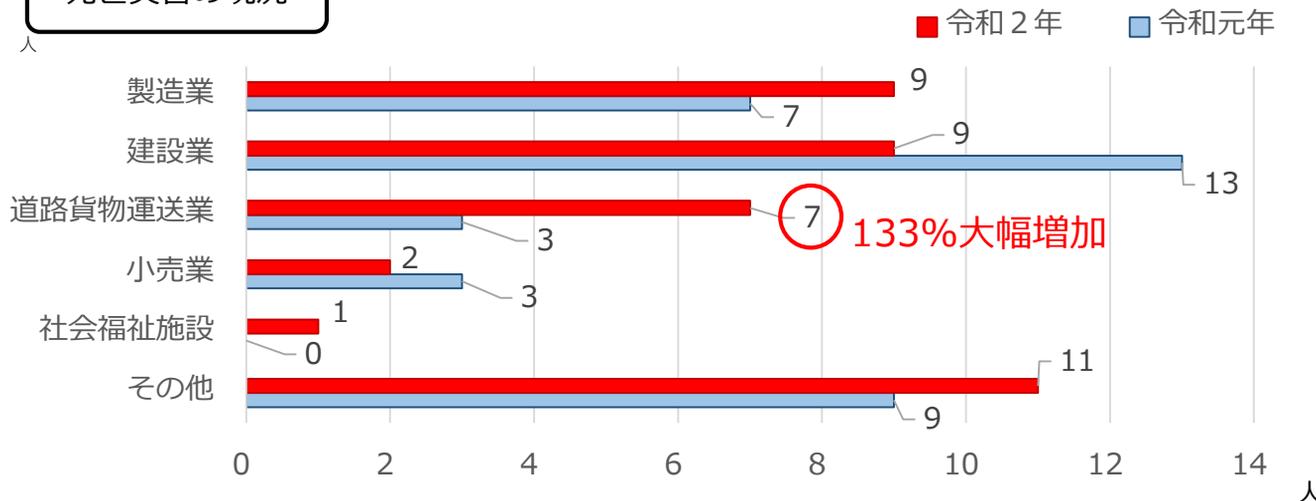
死傷災害の現況



1 死傷災害の現況（10月31日現在・対前年同期比）

- 全産業における死傷者数（死亡・休業4日以上）は、5,310人で306人（6.1%）増加している。
- 製造業は、1,348人で40人（2.9%）減少している。
- それ以外の主な業種ですべて増加傾向にある。
 建設業は、538人で51人（10.5%）、道路貨物運送業は、700人で38人（5.7%）、小売業は、604人で83人（15.9%）、社会福祉施設は、395人で113人（40.1%）といずれも増加している。特に社会福祉施設、小売業や建設業の増加が著しい。

死亡災害の現況



2 死亡災害の現況（11月25日現在・対前年同期比）

- 全産業における死亡者数は、39人で4人（11.4%）増加している。
- 製造業は9人で2人増加し、道路貨物運送業は7人で4人（133%）増加している。

県内 14 労基署で建設現場一斉監督を実施

令和 2 年 9 月末時点における県内の死亡災害が、建設現場において最も多かった（全産業の死亡者数 31 人のうち建設現場で 7 人、全体の 22.6%）ことから、愛知労働局（局長：伊藤正史）では、建設業における死亡災害発生に歯止めをかけるべく、本年 10 月に県下 14 の労働基準監督署（支署）において、一斉に監督指導を実施しました（既報）ので、結果の概要を以下のとおり公表します。

【結果の概要】

- 1 実施期間 令和 2 年 10 月 1 日～10 月 31 日
- 2 実施数 214 現場〔290 事業者（うち下請事業者は 83 事業者）〕
- 3 違反状況 99 現場（46.3%）〔違反事業者は 153 事業者（52.8%）〕
- 4 違反事項
 - ① 墜落・転落防止措置の違反
58 現場（27.1%）〔違反事業者は 86 事業者（29.7%）〕
 - ② 元請事業者の管理面の違反
63 現場（29.4%）
- 5 その他
 是正指導した現場のうち、重篤な労働災害につながる墜落・転倒災害の防止に関する違反が認められた現場は 58 現場であり、そのうち 15.5%に当たる 9 現場に対し労働安全衛生法第 98 条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した

[主な違反事例]

(1) 元請事業者の安全衛生管理面

- ・ 下請事業者に対する法令遵守のための指導をしていなかったもの（安衛法第 29 条違反）
- ・ 下請事業者を含めた安全協議組織を設置していなかったもの、現場巡視をしていなかったもの（安衛法第 30 条違反）
- ・ 下請事業者に使用させる足場等の設備に対する災害防止措置を実施していなかったもの（安衛法第 31 条違反）

(2) 墜落・転落防止措置

- ・ 足場の手すり・中さん等の墜落防止措置を実施していなかったもの（安衛法第 563 条、同第 655 条違反）
- ・ 高さ 2 m 以上の高所に作業床を設置していなかったもの、墜落制止用器具を使用させていなかったもの（安衛法第 518 条違反）
- ・ 高さ 2 m 以上の作業床の端や開口部の周囲への手すり等の墜落防止措置を実施していなかったもの（安衛則第 519 条、同第 653 条違反）
- ・ 高さ 1.5m 以上の段差がある箇所に昇降設備を設置していなかったもの（安衛法第 526 条、同第 653 条違反）

(3) その他

- ・ ドラグショベルなど車両系建設機械と接触する範囲に労働者を立ち入らせていたもの（安衛則第 158 条違反）
- ・ ドラグショベルの運転席から離れるときにバケットを地上に下していなかったもの（安衛則第 160 条違反）
- ・ ドラグショベルなど車両系建設機械の定期自主検査を実施していなかったもの（安衛則第 167 条違反）

愛知労働局では、引き続き、墜落・転落災害の防止措置をはじめとした法令の遵守徹底及び労働者の安全確保のための措置の実施を建設事業者に指導していきます。